

千葉県告示第118号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項に規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和3年3月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
千葉市道 新港17号線	千葉市美浜区新港89番1地先から 千葉市美浜区新港74番4地先まで

2 指定する期日

令和3年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.

2.3メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げ、広報車両に対し十分な車間距離を取らせること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事等の実施により変化することがあるので、あらかじめ道路の情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。